

第3回地方法人課税のあり方等に関する検討会議事概要

- 1 日 時 平成24年11月27日(火) 10時～12時
- 2 場 所 総務省7階省議室
- 3 出席者 神野会長、木内委員、佐藤委員、中村委員、松本委員、小西委員、辻委員、中里委員、沼尾委員、林委員、吉村委員、石井委員、吉田委員
- 4 議事次第
 - 1 開会
 - 2 議事
「地方法人課税、地方法人特別税のあり方等について」のヒアリング
 - 3 閉会
- 5 議事の経過
 - 持田信樹東京大学大学院経済学研究科教授、森信茂樹中央大学法科大学院教授、林宏昭関西大学経済学部教授から意見の発表があり、それぞれの発表後に委員から質疑があった。
 - 第4回の検討会においては、井手英策慶應義塾大学経済学部准教授、佐藤主光一橋大学大学院経済学研究科、国際・公共政策研究部教授、林宜嗣関西学院大学経済学部・大学院経済学研究科教授からヒアリングを行うこととされた。

(以下、質疑及び自由討議)

(持田教授より資料に基づく意見の発表あり)

 - 地方法人特別税・譲与税の改革の方向性として、廃止した上で地方消費税を充実するとのことご提案と、交付税の財源にするとのことご提案があったと思うが、後者を支持されているのか。また、地方消費税と交付税分が1.54%引き上げられたときの判断はどうか。(中里委員)
 - 特別譲与税を廃止し、その分を国税として地方交付税の原資とすることを提案している。(持田教授)

- 経緯からすれば法人事業税の一部を地方法人特別税にしているので、地方税に戻すのが筋ではないか。(中里委員)
 - 一旦地方に戻して、その分を法人税に移譲することになるか。(持田教授)
 - 地方税であったものを国税にするのは地方側としては辛い。地方法人特別譲与税を廃止して復元せず、代わりに地方消費税を充実するとのご提案は傾聴に値する。(石井委員)
 - 地方法人特別譲与税を廃止した場合、その分が法人税に行くかどうかについては議論があるのではないか。また、代替財源として地方消費税を充実することになると、地方消費税率をさらに引き上げるか、国税の消費税との配分をリセットすることが前提になるが、それができないときにはどうしたらよいか。(小西委員)
 - 地方税を国に逆交付するのは地方にとっては非常に苦しいと思うが、地方の行政サービス水準には大きな差があり、我慢してやるしかないのではないか。税源交換については、地方法人特別譲与税を廃止して交付税の原資とする代わりに、交付税原資分の消費税を地方消費税に振り替える選択肢もあるだろうが、一般財源全体として増えないので理念を詰めないと納得されない。(持田教授)
- (森信教授より資料に基づく意見の発表あり)
- 選択肢1として法人二税を個人住民税、固定資産税などの負担増で置き換えるとあるが、地方消費税に置き換える選択肢もあっていいのではないか。選択肢1の理由に「課税自主権の発揮」とあるが、努力しても大きな税収額にはならない。具体的な提案はないか。(石井委員)
 - 今の地方消費税は国の消費税に依存している。地方消費税を国から独立させ地方側で地方固有の財源として地方消費税率の引上げを議論できるならば、その財源で法人二税を引き下げることできると思う。
また、ロンドンではカウンスルタックスの税率が高い地域ほど住民サービスが良く住民が選んで住むという話も聞く。サービスとの関係で課税自主権を発揮することも可能ではないか。(森信教授)
 - 地方の実態から言うと、税収が足りないのは田舎であり、例えば固定資産税を上げると住民が出て行ってしまう。(石井委員)

- 選択肢2は、今事実上道府県税に独立税がないので、外形標準化すべきとの意図であり、課税自主権の発揮には独立税が重要ということと関連していると理解してよいか。(神野会長)
- その話は選択肢1でしたつもり。2は、法人事業税を全部外形標準化すれば、格差が縮小するということ。道府県税にも独立税を作るとの提案と理解してもらってよい。(森信教授)
- 法人住民税の付加価値割の課税ベースを広げていくと、究極的には現行の消費税と同じような課税ベースとなり、地方消費税と置き換えることができるのか。(中里委員)
- 消費税とのいちばん大きな違いは、加算型付加価値税では国境調整ができないこと。グローバルな競争にさらされている企業の負担を考えると、国境調整ができる方が効率的ではないか。(森信教授)
- 持田教授の発表は租税競争という言葉が地域間競争という文脈で用いられていたと思うが、森信教授の発表では、グローバル経済の中での企業の立地の選択の要素として、国税の法人税を含めた法人課税のあるべき姿というとらえ方での議論なのか。(吉村委員)
- 狭い日本で租税競争をしていいことはないのではないかと思う。(森信教授)
- 選択肢1で法人課税の減税を住民税等の増税で賄うとあるが、市町村には法人税収のウエートの高いところもあり、住民税等に置き換えるのは不可能。選択肢3では、将来減税を求めるとのことだが、地方自治体全体の予算枠を縮小すべきとお考えか。(吉田委員)
- 代替財源を確保して、将来的に法人実効税率を引き下げていくことが必要ではないか。課税ベースの拡大等いろんな財源確保の方法があるので、ネットの減税は考えていない。国と地方の関係はいろんな選択肢があると思う。
世界の地方税を見ると、スウェーデンでは地方で社会保障をやっているが、ほぼ100%住民税。イギリスは100%固定資産税であり、必ずしも今のあり方でなければならないことはないのではないか。(森信教授)
- 選択肢3に「実質的な「水平的調整制度」」とあるが、地方共有の財源とするという意味か。また、この選択肢では不交付団体の財源を取り上げて交付団体に持っていくことになると思うがそういうことか。(小西委員)

- 格差の問題があり、日本経済の一極集中が税収格差を生んでいるのであれば、不交付団体からも負担を求めてもおかしくないのではないか。(森信教授)
- 選択肢2に「空洞化の防止となるか」とあるが、法人の税負担が高くて空洞化が起きているのか。データはあるのか。また企業も応益していればある程度税負担すべきではないか。(中村委員)
- 法人実効税率が高いことが明確に空洞化に結びついているかどうか必ずしも確かではないが、世界的に租税競争のもとで法人税が引き下げられているのは事実。まずは応益税としても、もっと幅広く外形標準課税を行うことから始めてはどうか。(森信教授)

(林教授より資料に基づく意見の発表あり)

- この分割基準では適正な都道府県間の税源の配分ができないという点があれば教えて欲しい。(中里委員)
- 企業の応益性などをとらえるのにいちばんふさわしいのは付加価値額による清算ではないかと思う。(林教授)
- 法人課税は誰が負担するか不確定だから地方税として不適切との話があった。一方では、誰が負担しようと、企業活動が、地方公共団体が提供するサービスに基づいて提供されている以上はその利益を受けている人が負担すべきという学説があるが、これに反論される理由は。(神野会長)
- 企業の商品を買った人が負担しているかも知れないが、意識されない。投票する人が痛みを感じない税金に依存することを危惧する。(林教授)
- 固定資産税も、地域外の人が固定資産を持っていることがあるので不適切ということか。住民以外であっても、所有を含め地域でさまざまな活動をする人が利益を受けるので地方税は応益説に立つのが普通の考え方だが、そうではないということか。(神野会長)
- 固定資産税のうち住宅用は基本的には住んでいる人が負担している。ただ償却資産への課税については法人課税の議論に含めてもいいと思う。
生産活動に応じた税収は各自治体に配分されるべきであり、応益性は大事だと思う。(林教授)

- 全体の改革イメージはどうあるべきと考えるか。(辻委員)

- 地方税収における企業課税のウェイトは下げるべき。また地方法人特別税・譲与税を含めた事業税の税率を下げた上で、課税ベースは付加価値のウェイトを高めるべき。分割基準は付加価値額に基づく清算に移行すべき。(林教授)

以上